

日本労働年鑑 第52集 1982年版
The Labour Year Book of Japan 1982

第三部 労働政策

IV 社会保障

4 社会福祉の動向

児童手当制度の見直し

八〇年度予算編成にあたって、国家財政窮迫を背景に竹下蔵相と野呂厚相のあいだで、「児童手当制度については、制度の存廃、費用負担のあり方、所得制限の適正化を含め、その基本的見直しを進め、昭和五六年度に所要の制度改革の実施をはかる」との覚書(一九七九・一二・二八)が交わされるなど、児童手当制度は、その見直しがせまられていた。

中央児童福祉審議会は、九月一〇日、「児童手当制度のあり方について」と題する意見書を斎藤厚相に提出した。意見書は、前文において「来るべき高齢化社会の担い手となる年少世代に対し、現在の生産年齢世代が何らかの形で配慮し全世代を通ずる国民全体の連帯のきずなを作っておくことが、人口の高齢化が急速に進み老人扶養の負担が急増するわが国の将来にとって極めて重要」という観点から同手当制度の充実を図るため「根本的な改革を行なう必要がある」という見解を明らかにし、児童手当制度の意義として、(1)世代間の信頼と連帯の醸成に資するもの、(2)社会の構成員全体の協力によって児童の健全育成、資質の向上に期するもの、(3)児童養育家庭の経済的基盤の強化に資するもの、との三点をあげている。このような意義を有する児童手当制度の内容として、支給対象は第一子から、原則として義務教育終了前の児童、(2)手当額の水準は、「ある程度価値ある額」、(3)所得制限は原則としておこなうべきではない、(5)財源は「社会の構成員たる企業と家庭がこぞって応分の負担をすることが望ましい」とし、問題解決の有力な一方法として税の児童扶養控除制度との統合調整を提言している。

この答申をうけ、厚相は一〇月の衆院予算委員会で、児童手当制度については現在検討中であること、高齢化社会に対応する世代間の連帯、未来をになう児童の健全育成にかんがみて、現行制度を存続しこれを足がかりとした制度改革をはかる意向を明らかにした。一方、蔵相は、八〇年度予算編成の際の「覚書」があくまで尊重されるべきである、という見解を明らかにした。

このような状況のなかで、八一年度予算に児童手当支給の所得制限強化がもりこまれ、五月二九日の政令改正で児童手当支給制限額が改定された。この結果、給与所得者にたいする所得制限は、夫婦子ども四人の六人世帯が四五〇万円(現行四九七万円)に引き下げられた。さらに八二年度予算案の概算要求づくりにあたって、厚生省は児童手当の支給対象者を減らす方針をかため、八二年秋の臨時国会に改正案を提出する方向で検討をすすめている。

「ベビーホテル」対策

ベビーホテル問題は、八〇年四月に国会でとり上げられていらい、新聞、テレビなどによって急速に社会問題化したため、厚生省は一一月ベビーホテル調査(八一年一月調査概要発表)を実施し、

二月二七日にはベビーホテルの安全衛生面の改善をはかるための当面の措置として、点検・指導をおこなうための通達「ベビーホテルの一斉点検について」(児発第一一九号)を出し、三月に点検、指導を実施した。

厚相は二月二〇日の衆院予算委員会で、ベビーホテルについて児童福祉法による規制や行政指導ができるよう根本的な改善策をとることを約束、すでにこの問題にかんするプロジェクトチームをつくり検討をすすめていることを明らかにした。四月二四日、厚生省はベビーホテル対策として、(1)長期間預けっ放しにされている児童を必要に応じて乳児院に受け入れる特別措置、(2)一ヵ月未満でも乳児院に預けられる短期入所制度の創設など、乳児院の活用を指示する通達「ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用について」(児発第三三〇号)を出した。そして五月二八日衆議院、六月三日参議院で、立入調査権に関する児童福祉法一部改正案と特別決議が可決され成立した。その後、厚生省は六月一五日、全国都道府県、政令指定都市児童福祉主管課長会議において、三つのベビーホテル対策案を提示した。(1)「保育所の保育時間の延長について(案)」は、朝七時から夕七時までの保育を大都市とその周辺部で実施するというもの、(2)「夜間保育の実施について(案)」は、三〇名の入所定員で、午後二時から一〇時まで、保育を実施し費用は小規模保育のそれに準ずるというもの、(3)「無認可保育施設に対する当面の指導基準(案)」は、無認可保育施設の基準について保育者数が最低基準の八割、資格者が半数以上で可とするなど最低基準以下の基準の保育施設を容認する内容となっている。なおこの「無認可保育施設に対する当面の指導基準(案)」は、児童福祉審議会で審議されている。

国際障害者年の推進

政府は、国連の採択した「国連障害者年行動計画」の要請にこたえるため、八〇年三月二五日、総理府の中央心身対策協議会内に「国際障害者年特別委員会」を設置することを閣議決定し、また総合的効果的な施策の推進をはかるため総理府に国際障害者年推進本部を設けた。「国際障害者年特別委員会」は八月一二日、国内の関連事業についての意見書をまとめ、その後保健医療、福祉、雇用、教育などの分野別プロジェクトチームに分かれて今後一〇年間の障害者対策国内行動計画の検討をすすめている。

八一年度予算には、各種記念事業関係費——(1)特設人権相談所の設置(法務省)、(2)記念映画制作など(文部省)、(3)国際アビリンピック開催など(労働省)、(4)交通機関利用ガイドブックの発行(運輸省)、(5)国際リハビリテーション交流セミナー、全国身体障害者福祉総合センターの建設など(厚生省)がもりこまれた。

障害者団体の国際障害者年にかんする要望書を背景に提出された身体障害者雇用促進法一部改正案が成立、一二月二五日施行された。この改正は、(1)重度障害者等が通勤を容易にすること等の適正な雇用管理のための措置をおこなう事業主にたいする助成金の支給、(2)身体障害者の能力を開発し、向上させるための教育訓練をおこなう事業主、学校法人等にたいする助成金の支給など、身体障害者雇用納付金にもとづく助成金の拡充を内容とするものである。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

